会議の公開に関する指針

参考資料１　１

昭和60年11月26日　大阪府知事決定

平成８年10月１日　一部改正

平成12年 6月１日　一部改正

平成24年11月1 日　一部改正

　この指針は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第３３条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

１．目　的

　　審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

２．対　象

　　この指針の対象とする審議会等は、府民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、府の事務について審議、審査、調査等を行なうために知事の下に設置された機関（以下「審議会」という。）とする。

３．会議の公開の基準

　　審議会の会議は、原則として公開するものとする。

　　ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

　(1)　会議において大阪府情報公開条例第８条又は第９条の規定に該当する情報に関し審議する場合

　(2)　会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

４．公開・非公開の決定

　　審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

５．公開の方法等

　(1)　審議会は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、府民に傍聴を認めるものとする。

　　　なお、審議会の会長は、会議を円滑に運営するため会場の秩序維持に努めるものとする。

　(2)　審議会の会長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

６．会議開催の周知

(1)　公開で行う会議の開催の周知は、インターネットの利用等により、会議日の確定後直ちに行うものとする。

　(2)　会議開催の周知に当たっては、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続を明記するものとする。

７．その他

　　会議の経過、結果について、会議終了後できるだけ速やかに、インターネットの利用等による公表に努めるものとする。

〈参考〉

○大阪府情報公開条例（概念）

第８条第１項第１号・・・・営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持による場合

第８条第１項第２号・・・・第三者（個人又は法人等）から公にしないことを条件に提供を受けた情報である場合

第８条第１項第３号・・・・意思形成過程の情報を公開することの公益性を考慮する場合

第８条第１項第４号・・・・執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合

第８条第１項第５号・・・・公開すると情報提供者、犯罪の被疑者又は参考人等の生命、身体、財産を保護することが困難となる場合

第９条第１号・・・・・・・個人のプライバシーに関する情報である場合

第９条第２号・・・・・・・法令で公開できないとされている情報である場合